

# 人流データ分析による津波警報発表時の避難行動調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この要領は、「人流データ分析による津波警報発表時の避難行動調査業務」を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものです。

## 2 委託業務の概要

### (1) 業務名

人流データ分析による津波警報発表時の避難行動調査業務

### (2) 業務内容

別紙1「業務委託仕様書」のとおり

### (3) 委託上限額

15,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記限度額とは別に、契約手続において予定価格を設定します。

### (4) 委託期間

契約締結日から令和6年7月31日まで（予定）

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる全ての項目を満たしている単独企業又は複数の企業で構成する共同企業体とします。

### (1) 単独企業

- ① 国又は地方公共団体から本事業と同種又は類似の業務を受注し、完了した実績を有すること
- ② 優れた企画能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制にあること
- ③ 常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること
- ④ プロポーザルへの参加に必要な諸手続に遺漏がないこと
- ⑤ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- ⑦ 国税及び地方税を滞納していないこと
- ⑧ 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- ⑨ 次のいずれにも該当しないこと

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められること

イ 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団

員が経営に実質的に関与していると認められること

- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められること
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

## (2) 共同企業体

- ① 各構成員が、(1) ②～⑨に掲げる全ての項目を満たしている者であること
- ② 共同企業体の代表者が、(1) ①を満たしている者であること
- ③ 共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること
- ④ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること
- ⑤ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと
- ⑥ 次の事項を定めた共同企業体に係る協定書（以下「協定書」という。）を締結していること又は当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること

ア 目的

イ 共同企業体の名称

ウ 構成員の名称及び所在地

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率

キ 構成員の責任

ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

コ 解散後の瑕疵担保責任

サ 取引金融機関

シ その他必要な事項

## 4 質問の受付・回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、令和6年5月8日（水）17時までに、質問書（様式2）を電子メールで提出してください（電話で到達確認すること）。電話及び口頭による質問は受け付けません。提出された質問については、随時質問提出者へ回答するとともに、令和6年5月10日（金）までに、全ての質問及び回答（提案者の独自企画に関するものを除く）を富山県ホームページ内の公募型プロポーザルページに掲載します。

なお、他の応募者に関する質問、審査員に関する質問、その他プロポーザルに参加するものとして適切でない質問は受け付けません。

## 5 プロポーザル参加手続

本プロポーザルに参加を希望する場合は、令和6年5月13日（月）17時までに、参加申込書（様式1）を電子メールで提出してください（電話で到達確認すること）。

## 6 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

次の①～⑤の書類を提出ください。必要に応じて追加資料を提出いただくことがあります。

① 会社概要（様式3）

② 企画提案書（様式任意）

- ・ 別紙仕様書を踏まえ、業務の具体的な実施案を提案してください。

③ 経費見積書（様式任意）

- ・ 本委託事業の実施に係る全ての経費（消費税及び地方消費税相当額を含む）を算出し、見積書を提出してください。
- ・ 積算の内訳がわかるように記載してください。

④ 委託業務を実施するための社内の実施体制及び配置担当者等（様式任意）

⑤ 同種又は類似事業に関する実績（様式任意）

- ・ 国又は地方公共団体との契約を確認できる書類の写しを提出してください。

### (2) 提出期限

令和6年5月15日（水）17時

### (3) 提出方法

ファイル形式はPDFとし、電子メールで提出してください（電話で到達確認すること）。なお、提出するファイルの合計容量が20MBを超える場合は事前に事務局にご連絡ください。大容量ファイルの送信方法について、別途お知らせします。

## 7 委託候補者の決定

### (1) 審査方法

- ・ 提出された企画提案書及びオンライン（Zoom）でのプレゼンテーション（1社あたり30分（説明20分以内、質疑応答10分程度））による審査を行います。各審査員の評価点を合計し、最も高い点数を獲得した者を契約候補者とします。
- ・ プレゼンテーションの日程及びZoomのIDは別途通知します。
- ・ プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書等の内容とします。

### (2) 審査基準

- ・ （別紙2）審査基準のとおり

### (3) 結果通知

審査結果については、選定の有無に関わらず、後日書面で通知するとともに、契約候補者の名称等を県ホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）で公表します。なお、審査結果に関して異議申し立ては、受け付けません。また、決定経緯及び決定

理由等に関する問い合わせには応じません。

## 8 契約

契約候補者とは、内容を別途協議のうえ、契約締結するものとします。契約候補者が必要な契約条件に合致しない場合、契約締結を行わない場合があります。この場合、次点者と契約締結について協議します。

## 9 その他

- (1) 次に掲げる場合については提案を無効とします。
  - ① 所定の日時までに所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
  - ② 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- (2) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担となります。提出された企画提案書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとします。
- (4) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (5) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。
- (6) 業務の実施にあたり、第三者（県及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。
- (7) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとします。

## 10 スケジュール

令和6年4月26日（金）	実施公告
令和6年5月8日（水）17時	質問書提出期限
令和6年5月13日（月）17時	参加申込書提出期限
令和6年5月15日（水）17時	企画提案書等提出期限
令和6年5月中旬（予定）	プレゼンテーション審査、審査結果通知
令和6年5月下旬（予定）	契約締結

## 11 提出・問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県危機管理局 防災・危機管理課 丹羽（にわ）

E-mail: abosaikikikanri01@pref.toyama.lg.jp

※提出の際は、件名に【人流データ】を必ず付記ください。

※お問い合わせは、原則電子メールにてお願いいたします。